

広島県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年九月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

船木上福田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町船木字上福田一八二四番五地先から 安芸高田市高宮町船木字石原山三三五三番三五地先まで		七・九〇〇 〇・六〇〇	一一・七〇〇 四〇・六〇〇	二六五・〇〇 二六一・〇〇	一部拡幅